

会議録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

附属機関又は 会議体の名称		豊島区基本構想審議会(第5回)
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成22年10月25日(月) 18時30分~20時30分
開催場所		第1委員会室(本庁舎4階)
会議次第		1. 開会 2. 議事 (1)重点施策の見直しについて (2)後期計画事業について ① 参加・協働分野 ② 福祉分野 ③ 健康・保健分野
公開の 可否	会議	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	原田久(立教大学教授)・岡本三彦(東海大学准教授)・後藤和子(埼玉大学教授)・ 澤野由紀子(聖心女子大学教授)・長野基(跡見学園女子大学講師)・宮崎牧子(大 正大学教授)・高橋佳代子(区議会議員)・堀宏道(区議会議員)・小林ひろみ(区議 会議員)・大谷洋子(区議会議員)・石川智枝子(青少年育成委員会連合会会長)・ 仙浪博一(保護司会会長)・寺田晃弘(民生委員・児童委員協議会会長)・前田和加 奈(中学校PTA連合会会長)・柳田好史(としまNPO推進協議会代表理事)・大沼映 雄(としま未来文化財団事務局長)・三田一則(教育長) 欠席者3名
	区側 出席者	総務部長・区民部長・文化商工部長・清掃環境部長・保健福祉部長・健康担当部 長・池袋保健所長・子ども家庭部長・都市整備部長・土木部長・教育総務部長・会計 管理室長・選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長・区議会事務局長
	事務局	政策経営部長・企画課長・財政課長・行政経営課長・広報課長・施設計画課長

審議経過

1. 開会

企画課長： 第5回豊島区基本構想審議会を開催させていただきます。本日は春田委員と水島委員から欠席のご連絡を頂戴してございます。また後藤委員は遅れてお見えになるということでございます。本日はいつもと会場が違いまして変則的な並びになっています。申し訳ございません、ご容赦頂きたいと思っております。また、本日は計画事業についてのご審議を頂戴するということで、区側の理事者の出席位置を多少変更してございまして、直接応対する可能性のある関係の課長職をこちらの後ろの席につけてございます。宜しくお願い致します。本日傍聴をご希望なさっている方はいらっしゃいません。それでは原田会長、宜しくお願い致します。

2. 議事

原田会長： それでは第5回豊島区基本構想審議会を開催させていただきます。本日の議題は2つございます。1つめは重点施策の見直し、2つめは後期計画事業についてです。これは一体何か、と思われるかもしれませんが、私なりにかいつまんで要訳して説明致します。1番は豊島区の中目標の見直しであります。豊島区には沢山の中目標・大目標があります。例えば豊島区の経済振興のことであれば、それをもう少し分かり易くしたものが中目標であり、沢山の中目標がございます。その沢山ある中目標の中で、特にこの場でフォーカスして議論していくのか、或いは区全体としてこの施策が今大事であるということで、フォーカスして議論をしていくのか、その見直しについてであります。例えば100の中目標があるとすれば、その内の25を今回ピックアップするとして、その25のピックアップの仕方でのいいのか、或いはそれにぶら下がっている小目標は過不足がないかが1つめであります。2つめは中目標の全てについて、計画事業なる事業があり、この計画事業は小目標、具体的な中目標を受けて、ではどうするのか、という手段に該当するものです。そうしたものを各部局と政策経営部の間で調整をしながら小目標を定めていく。こうしたものについて本日は3つの分野についてご議論頂くということでございます。まずは1点目、重点施策の見直しについて冊子を使いながらご説明お願いします。

企画課長： それでは重点施策の見直しということでご説明させていただきます。今、会長からご指示がございましたが、ピンク色の冊子を机の上に配布させていただきました。区民意識調査ということでございます。後程、使わせて頂きます。お配りしてございます縦長の資料5-1に目をお通し願います。標題が『重点施策の見直し』となっております。まず資料5-1「重点施策の見直し」ということでございますが、左側が現在の基本計画の体系になってございます。右側が後期案と書いてございますが、これ迄、ご審議をして頂いてまいりました後期基本計画の体系案を表しております。まず左側の体系をご覧頂きたいと存じます。現行ということでございます。豊島区のまちづくりを樹木に例えますと幹から7本の太い枝が出ています。これが一番左側に書いてある、【地域づくりの方向】ということでございます。【地域づくりの方向】と赤いフォントになっていて、その下に7つの【地域づくりの方向】が記載をされています。それぞれ【地域づくりの方向】から3本から5本程、中位の太さの枝別れをしてございまして、それが中段にあります、【政策】ということでございます。そこから更に細い枝に

分かれてございまして、それが【施策】ということになってございまして。これ迄ご審議いただいたのは、この枝分かれの形がこれでいいのかどうかをご審議頂いて、現在審議して頂いた結果が右側の後期案ということでございまして。これ迄ご審議頂いた内容で、例えば横文字になっているが日本語にしないと分かり辛いのではないかな等のご指摘を頂いてまいりました。そういったご指摘についても改めさせて頂いております。細かい内容については、後程分野別の所で各部長さんから説明があると思います。今見て頂いているのが豊島区のまちづくりという方向で、冬場になって葉が全て落ちてしまった裸の枝の形でございまして、本日からは、この裸の枝に計画事業という葉をつけてまいります。どういう形で葉をつけていこうかということでございまして。施策という所のグループを見て頂きますと各グループに1つずつ黄色く色分けをしている事業名がございまして。施策でございましてけれども、これがこの資料の標題にもございまして、重点施策と位置付けているということでございまして。この重点施策が何であるのかについてご説明をさせて頂きたいと存じます。本区の基本計画では全ての事業を網羅的に並べて、どれもこれも大事であるとするのではなく、“選択と集中”を施行していきたい、“選択と集中”を目指した形で計画を作っていくというように考えた為、事業の上位にあつて、その方向を示すというのが、先程会長からも言っていました、施策ということでございまして。中レベルでの目標ということでございまして。その施策の中で重点化を図る仕組みを構築していくことによって“選択と集中”をすすめようということでございまして。そこで、政策1つについて、そこについている幾つかの施策がある訳ですが、政策について1つの施策を重点施策として選定をしたということでございまして。ではどうやって選定をしたのかということですが、重点施策の選定にあたりましては、先程ご覧頂きましたピンク色の冊子の区民意識調査というものを実施してございましてけれども、これによる区民の皆さんの意見、或いは意識というものを根拠にして見直しを行うと考えたということでございまして。この区民意識調査は3年毎に実施されておまして、直近では平成20年度に見直しを行った所でございまして。原則通りであれば来年の23年に見直しを行うという所でございまして、現在、基本計画の体系の見直しを行ったということで、幾つかの体系については新たに加わったり、消えたりということもございまして、この機会にこのタイミングで重点施策の見直しを行うというものでございまして。参考5-1と記載をされております20ページ程の冊子があると思います。参考5-1は、当初皆様に郵送する段階ではピンクの冊子の製本が出来上っておりませんでしたので、この冊子を抜粋する形で用意させて頂いたものであります。ピンクの冊子については全体像、どのような質問をして、どのような回答があったのかというものを後程ご覧頂ければと思います。参考5-1の11ページをお願い致します。この区民意識調査では68ある施策の方向に合わせて、色々なことをしているわけですが、その施策に対する評価と今後の優先度についてお聞き致しました。11ページ中程にある図をご覧いただきたい。図の左側をご覧頂きますと、最近の評価の軸、となっております。左側が最近の評価の軸ということでございまして、左側の縦の所が上であればある程、区民の皆さんの評価がプラスであるということでございまして。上であればある程、よくやっている、或いは成果が出ていると評価を頂いているということになります。次に四角の外の下の所を

ご覧頂きますと、今後の優先度の軸、となつてございます。この評価図の右の方にある事業程、区民の皆さんは今後も大きな意義のある事業である、或いは現在も大切な事業であると考えているということでございます。逆に左の方あればある程、今後意義は少なくなってくるのではないかと、或いは余り大切ではないと考えているというような位置づけになるということでございます。この評価を大きく4つのA・B・C・Dと振つてございますが、4つに分類、区域分けしているということでございます。11ページの一番下の表をご覧頂きたいと存じます。B・A・D・Cの順に書いてありますが、中段にありますAの領域は今後の優先度は高いが現在も十分にやっているという評価なので、この辺りに位置する事業については現状維持でいかせて頂く、逆にAと反対の方向でございますが、Dの領域です。ここは現在の評価は低いが今後の優先度もそれ程高くないと考えていらっしゃるということですので、逆にAとは違った意味でここも現状維持でいいのではないかと。Cの領域ですが、今後の優先度は高くはないのですが現状で十分にやっているという評価を頂いているので、ここについてはこれ以上力を入れる必要性に乏しいのではないかとというような判断がされます。一方、Bの領域でございますが、今後非常に重要性が増していく事業であるという評価を頂いているが、逆に、現在必ずしも十分に政策が取られていないのではないかと、或いは十分に効果が得られていないのではないかと、評価という意味では芳しくないのではないかと、そういう意味でBに位置する事業について力を注いでいくべきではないかということから、区民の皆さんの意識調査を数値的に評価して、その結果、Bに位置する事業について重点施策ということにして、“選択と集中”を図っていく中での重要な要素と位置付けていきたいと考えたわけでございます。勿論、区民の皆様からの様々なご意見に対して重きを置きながら、行政として責任を持った判断をしていくというようなことでございます。この資料17ページをお願い致します。只今、11ページでA・B・C・Dの位置づけについてお話を致しました。それぞれの施策毎にA・B・C・Dのどこに位置するのかをチャート図の中に示させて頂いたものが16ページ迄でございます。17ページはそれを数値化したものということでございます。ここでは区民意識調査の結果と、これ迄選定をされてきた重点施策とを比較して、現在のニーズとズレがあるのか、或いはニーズと重点施策としていることに明確な差がないのか、このまま重点施策と維持していいのかというようなものを比較しているということでございます。例えば17ページの一番上でございますが、政策1-1「地域福祉の推進」の中に入っている4つの施策の中で、2番目の「地域ケアシステムの構築」が、ニーズが高いと評価をされます。これは2007年の評価でも同様でしたので比較分類の所で、ここではニーズに大きな変化は見られない、ということでございます。ここの所の重点施策は変えなくてもいいだろうというような判断をさせて頂いたということでございます。体系の見直しを行った政策につきましても、区民意識調査の結果や社会情勢の変化等を総合的に勘案させて頂きながら重点施策の見直し、或いは選定をさせて頂いたということでございます。その結果をお示ししたのが資料5-1ということでございます。資料5-1にお戻り下さい。右側の後期案の内、青色の部分は左側の現行と比べて変わった所でございます。黄色の所が大部分でございますが、これについては現状のままということでございます。この重点施策がどう変わっ

たかというのは、この後分野別にそれぞれの部長さんからご説明致しますので今はお聞きとめ頂ければと思います。続いてそれ以外の資料の見方についても説明をさせて頂きます。それでは説明がやりやすいので資料5-3をお取り出し頂きたいと思えます。これは基本計画の計画事業をどのように見直したかというものと、その計画事業の内容をお示しした資料ということで2種類の内容で構成をされてございます。用紙をお捲り頂きたいと存じます。左側がこの対比表の見方を記載してございます。右側にあるのがこの対比表の原本ということでございます。左側の見方に基づいてご説明を致します。まず左側が現行ということでございます。これは現在の基本計画の計画事業を記載してございます。現在基本計画の1回目にお渡しした冊子に記載をされている全ての事業がそこに記載をされています。計画事業の名称と前期でどのような事業を実施してきたかということが、簡略ではありますが記載してございます。その計画事業の事業名の横に3列の細かい欄があります。一番左側に『▽』、或いは『▼』、或いは『□』、または何も無い事業というものがああります。前期の内にその事業が終了してしまった為にこの事業がありません、というのが『▼』でございませす。『▽』は、事業は終了しないが計画事業からは外しましたというものでございませす。『▽』と『▼』、この2種類は現行の基本計画は計画事業としてありますが、後期からは落ちていいるということでございませす、それらの事業には黄色く色をつけています。これらの事業は後期の計画では計画事業ではなくなりますので、その枠をそのまま横に見ていって頂くと、後期の計画事業欄の中には空白の枠があるということでございませす。次に右側をお願い致します。右側が今度はこの度、後期の基本計画ではこれを計画事業とさせて頂いたらどうだろうという後期案を記載してあります。後期の計画事業として挙げたい全ての事業を掲載してあります。記載例を見て頂きますと、やはり事業名の横に3つ細かい列があり、その左側に今度は『△』、『▲』というものがああります。『▲』については、新規事業として政策を実現する為に新しい事業展開が必要になるということでございませす。要するに後期5年の計画事業の内に、こういう内容の新規事業を立ち上げたい、というものが『▲』です。『△』は、新しく事業を始めたわけではあありませんが、前期では計画事業外と位置づけられていたものを、後期では計画事業に組み上げるというものでございませす。『▲』の新規事業と、新たに計画事業となった『△』については青色にしてございませす。一方、前期5年の内に未来戦略推進プランという実施計画がありまして、その実施計画に基づいて様々な事業展開を図り、計画事業が幾つか展開してございませす。それについては茶色く色をつけたものでございませす。左側の現行と右側の後期案を比べて頂きますと、黄色がついているものについては前期で計画事業が終了したもの、後期では茶色く色がついているものが未来戦略推進プランということで、これ迄の実施計画の中で計画事業に位置づけられているもの、一方、青い色がついているものが新規事業、或いは計画事業の外から計画事業に取り入れたもの、ということでございませす。後期案の事業名の横の細枠の中に『◎』と『○』があります。この『◎』については、これらの政策を支える基幹的な事業に位置付けるもの、『○』は政策の効果を高めて効率性を向上させるような事業、それから『建』は施設建設という事業、と区分けを示してあります。1枚お捲り頂きますと、今度は後期の計画事業をどのように実施するのかをより詳しく記載したものでございませす。例

例えば「福祉コミュニティの形成」ということで、「2-1-1-1.見守りと支えあいネットワーク事業」というものがあります。事業番号1、「貢献」と書いてあるので、先程ご説明致しました施策の効果を高めるための事業であり、事業名が書いてあり、事業内容が記載してあります。その下に前期事業量が前期5年でどのような内容を実施したのか、これについては1回目の審議会で前期の成果ということでお示しした内容です。それに対して右横にあるのが後期5年でどのように事業展開していきたいかというものを記載してございます。またそれぞれ前期については事業費、これ迄かけてきた決算額と考えていいと思いますが、事業にかけてきた経費を千円単位で記載してございます。後期も同様に額がありますが、これは後期5年に渡って、上に記載しているような事業量を実施する為には、この位の経費が必要となるだろうという予測を示しているということです。雑駁でございますが資料5-1とそれ以降の資料についての説明を終わらせて頂きます。この後、各部長からそれぞれの政策分野についての説明をさせていただきます。

原田会長: ありがとうございます。ではもう少し復習をしてから次に参りましょう。もう一度、施策、中目標をどのようにチョイスしたのかということを確認致します。豊島区の計画には68の中目標があり、その中で今後、区として一所懸命やるべきものであり、かつ、まだ十分にやれていないものをどうやってピックアップするのか。68全部やるということは物理的にいかないので、どこかにエネルギーを注いで重点を置くべきものと、さほど置かなくてもよいものを区分けしよう、どうやって区分けしたのかという先程のA・B・C・Dの区分けです。どちらの冊子でも結構です。分厚い冊子では47ページ、薄い方では11ページをご覧ください。一番分かりやすいのはDです。最近の評価も今後の優先度も低い。つまり余り大事でもないし、一所懸命やっていないというと語弊がありますが、それ程大事ではないのがDです。その逆で、大事だし一所懸命やっているのがAです。ここで取り上げるのはCとBの内、Bであります。最近の評価は低いが今後の優先度は高い。やってほしいと思っているがまだまだやれていないものを特に色付けしてピックアップしたというのが長細い重点施策の見直しの所の青印ということで間違いありませんか。

企画課長: 黄色でございます。今回その中で特に見直しをしたのが、青印がついているということです。

原田会長: 黄色は変更がないということですね。ということは、黄色は従来からやってほしいがやっていたもの、やりきれていなかったもので、今回もやってほしいと思っているがまだまだやれていないと区民2000人位がお考えのものということです。青いものは従来、区分けでいうとBには入ってなかったが、今回調査してみるとやってほしいがまだまだやれていないものにランクアップした、というよりは区分けが変わったということです。そういった意味でこの部分については今後重点施策、よりやれていないものということでピックアップをして関心を傾注していこうというものであります。それから資料5-2の後期案という所をご覧くださいと、その重点事業は何かということについて記載がございます。例えば資料5-3を見て頂きますと、「地域ケアシステムの構築」というのは現在もかつてBランクに入る、つまりやってほしいがまだまだやれていないもの、つまり頑張りましょうと言っているがまだそ

の結果が充分でない、頑張り方が足りないものということです。逆に言うと「福祉コミュニティの形成」や「福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進」はAかCかDの何れかになります。しかしAというのはありません、やってほしいが充分やっているというのはめったにございませんので、後はBかCかDの何れかということになる訳です。というわけで、今回はどこに焦点を当てて議論するかということになると、まずは重点ではない施策はどうでもいいということではありませんが、今後より関心を傾注していこうというもののひとつが、このDランクの重点施策であるということです。ではその重点施策を含めて分野毎にご説明を頂戴することに致しましょう。まずは参加・協働分野です。

区民部長: 資料5-2をお取り出しください。参加・協働分野の計画事業でございます。資料の3ページ目になります。基本計画の計画事業対比表でございます。このページは参加・協働分野の総括表になっていきますので、このページで事業の内容をご説明致します。右側の後期案をご覧ください。まず「1-1.参加と協働の基盤づくり」におきましては3つの施策の方向を掲げています。この内、『1 地域活動の活性化と連携の促進』におきましては、これ迄実施してまいりました事業を着実に実施するという視点に立ちまして、記載しております事業量等を見積もっております。尚、この資料では『3.地域住民相互の交流の促進』の一番下に位置付けております事業でございますが、「地域協議会モデル事業」がございます。これにつきましては1の施策の方向で説明申しあげましたが、こちらに位置づけを変更したいと考えております。後期計画の中心的な事業と考えておりまして、更にこの事業量、協議会設置数3か所となっておりますが、大変恐れ入りますがこれを5か所に修正をお願い申し上げます。位置づけと事業量の変更ということで、資料に不手際がございまして大変申し訳ございません。ご了承頂きたいと思っております。この地域協議会モデル事業でございますが、これについては区内8か所になってございます中学校の区域にそれぞれ協議会を設置するという方向でございます。現在既に1か所モデル事業に取り組んでおりますがこれに加えまして後期の期間中に新たに4か所に会議体を設置しようということでございまして、計画の終了段階では中学校区域の過半となる地域において取り組んでいこうということでございます。次に1つ飛ばして『3.地域住民相互の交流促進』でございます。こちらにつきましては地域区民ひろばに関する事業を集中的に掲げてございまして、これを重点施策として推進しようというものでございます。地域区民ひろばでございますが、これについては小学校の区域にそれぞれ1か所を設置するという計画になっておりまして、現在、22ある小学校区域の内、18の地域に設置完了しております。事業の一部でございますが「地域区民ひろばの推進」というものでございまして、後期計画では残っている4地区に新たに設置を致しまして計画の終了段階で全小学校区22地区に設置を完了させたいと考えております。それに伴い、こちらの事業2でございますが地域区民ひろばに関するハードの事業量を見積もりますとともに、事業5であります地域区民ひろばにつきましては住民による自主運営を進めております。この事業についても掲げておりまして計画的に取り組んでまいりたいと考えています。次に『1-2.地域力の再生』でございます。これについては2つの施策の方向を掲げてございます。重点施策として位置づけます、『1.地域を担う人材・団体の

育成』につきましては、事業については【再掲】というものが殆どでございます。参加・協働の分野におきましては地域におけます活動の活性化や活動の連携や交流、或いはそれらを促進する仕組みづくり、人材・団体の育成等が相互に関連をしておりますので、このような位置づけになってございますが、今回お示しした案を踏まえて更に精査を含めて、ここに記載している【再掲】の表示等を改めて整理してまいりたいということでございます。尚、事業の内、『1. 協働推進プロジェクト事業』につきましては事業量を大幅に拡大したいと考えてございまして、コミュニティビジネス等に関心のある人材の発掘、活動のきっかけづくりを行いまして、こちらにございます3番の事業、「区民活動センター管理運営」についても事業量を拡大し、発掘した人材・団体が具体的な地域貢献活動へ踏み出せるように支援を強化してまいりたいと考えてございます。そうしたことによりまして人材・団体の育成に関しまして良好な循環というものを作ってまいりたいと考えてございます。それでは只今ご説明申しあげました主要な事業の事業量等についての詳細をご説明申し上げます。次のページをお開き頂きたいと存じます。このページの右下の、「1-1-3-2. 地域区民ひろばの推進」、をご覧頂きたいと思っております。先程ご説明申しあげました通り、地域区民ひろばの区内全域への展開を見据えて、前期の事業量・事業費を比較すると約4億円の増となる経費を掲げております。次のページをお願い致します。最上段の「1-1-3-3. 区民ひろば施設の改修」でございます。これにつきましては区内全域への展開、大規模改修等を見込んで前期の経費と比較すると約3倍なる経費をここに記載しております。また「地域区民ひろば自主運営モデル事業」につきましては各年度で4か所程度の地区が自主運営に取り組むということで経費等を見据えております。更に「地域協議会モデル事業」の事業経費でございますが、これについても先程申しあげました通り、地域を拡大するという事で大幅な増加としてございます。次のページをお願い申し上げます。『地域力の再生』に関する事業でございまして、「1-2-1-1. 協働推進プロジェクト事業」、「1-2-1-3. 区民活動センター管理運営」につきましてはそれぞれ事業の拡大にともない経費を見積もって記載させて頂いてございます。大変雑駁でございますが、参加・協働分野の説明とさせていただきます。

原田会長: 先程、まとめてご説明をと申し上げたのですが変更をしても宜しいでしょうか。やはり聞いている方は後2つ聞いて忘れそうになると思われているかもしれません。少しやり方を変更して、今からこちらのパートのみ議論をさせて頂いて、後の分野は後ほどいうことにさせてください。今の「参加と協働の基盤づくり」について、ご議論頂く訳ですが、もう1度、計画事業対比表をお開きください。この黄色と茶色が入っている表を簡単に説明致しますと、黄色はなくなったか、やめてしまったか、或いは計画で未選定事業である。先程ご説明を忘れてしまいましたが、未選定事業とは計画事業と計画事業でないものはよりしっかりこれだけやっていきます、というような事業量目標を定めた上でしっかり管理をして見ていこうという事業のことであります。ですから黄色の部分は終了したか、これ迄よりはしっかり見なくなったが引き続きやっていく事業ということで間違いございませんか。

区民部長: はい。

原田会長: 今度は後期の方は、茶色の部分、『参加と協働の基盤づくり』の中では重点施策が2

つある。「地域住民相互の交流の促進」と「地域を担う人材・団体の育成」、これが先程申し上げたA・B・C・Dの基準で、より今後頑張らないといけない、しかしまだ頑張りが足りないものである。その中でこの茶色の部分について、これ迄計画外、つまり一所懸命チェックしていなかったものを今回からチェックするようにしたというもの、ということで宜しいでしょうか。要はこの施策、重点施策を達成する為にこうした1から6迄、例えば「地域住民相互の交流の促進」というこの6つの事業で過不足ないか、例えばもっと増やしてほしい、或いはこれは不要なのではないか、というような議論が出来ますし、また重点施策以外のものでも掲げられているものはより正確にしっかりと関心を向けていきながら事業の進捗を見ていきたいというもの、こうしたもので良いのか、ということをお今日は1コマ目に議論頂くということです。まずは重点施策に挙げられている2つの施策、「1-1-3. 地域住民相互の交流促進」と「1-2-1. 地域を担う人材・団体の育成」、これについて、こうした事業量でいいのか、大雑把な方向で結構ですので、この重点施策から議論していきたいと思えます。いかがでしょうか。この茶色の部分の【再掲】というのは両方に示されているということですね。

区民部長： これは記載しております、各施策の方向等でダブっている、例えば上の『参加と協働の基盤づくり』の所では「3 地域住民相互の交流の促進」、これが下の1-2-4.の事業ということです。

原田会長： 簡単にいうと、同じものが上がっているということですよ。

区民部長： はい

原田会長： この茶色の部分というのは未来戦略プランに載っているもの、載っていればどうなるのですか。

企画課長： 未来戦略プランと申しますのが、基本計画の実施計画と位置付けられている所でございまして、毎年財政状況を勘案致しまして、この基本計画を実施する為にどうしたらいいのか、何が実施出来るのかを毎年お示ししているものでございます。そうした中で、そうしたニーズ等の変化がございまして、これは重点施策と意味が重なってしまいますが、新しく事業を興してやっていく必要があるのではないかと、というような形で計画事業に取り入れられたということでございます。

原田会長： まあそういった意味では、この茶色の部分は非常に重要な小目標であるということです。

M委員： 「地域区民ひろばの推進」と「区民ひろば施設の改修」について質問したいのですが、「地域住民相互の交流の促進」、或いは「多文化共生の推進」の移行の意味からいうと、この中に幼児から高齢者迄という対象なのですが、障害者についての考慮がないように思います。この点については、この区民ひろばを今後5年間の中でどのように考えていくか、障害者等についての考え方をお示ししてもらえればと思います。

区民部長： 今のご指摘を踏まえて更なる検討をしてみたいと考えてございますが、今現状はご指摘の通り、従来ことぶきの家ということで高齢者を対象にしてきた施設と児童館、特に乳幼児を対象にしてきた施設という括りでもってご説明申し上げた所でございますので、只今ご指摘を頂きましたので他の施策との関連等改めて整理させていただきたいと思えます。

- M委員:** 特に今度、高齢者障害者の自立支援の強化というものが重点になっているので、是非とも障害者については考慮して頂きたいと思います。宜しくお願いします。
- 原田会長:** ややこしいのですが、例えば「地域住民相互の交流の促進」に1から6の小目標があり、お金がついてやっている訳ですが、この6つだけというものではないのです。他にも細かな7番目、8番目、9番目、10番目といった小目標に相当する事業があるが、そうしたものは計画外とされてここに挙げていない、枝の枝みたいなものはある。ここで全部示すことが難しいので6つだけ挙げているということで間違いございませんね。
- 区民部長:** はい
- 原田会長:** そういった意味で全ての事業がここに全部に挙がっているわけではなくて、区としてウォッチしていこう、大事なものだけが事業として挙がっている。しかもその中でもっと重要なものに茶色がついてるとご理解ください。他にはいかがですか。
- I委員:** ちょっと見ていてわかりにくいのが、【再掲】というものです。後ろの方にあるから【再掲】と書いてあるだけで、前のものと同じであるという【再掲】なんですね。その関係がわかるようにしてもらったらいいかと思います。というのは、いっぱい事業が書いてありますが、実際には事業数としてはこんなに沢山ないのではないかと思います。色々な所にかかっているのではないかと思いますが、そこがわかりにくいのではないかと思います。どうでしょうか。
- 区民部長:** これは我々も記載をしてみて、はじめてそうした視点があること、更に事業目的を精査致しましてどちらかで記載をするべきなのか、或いはこのまま【再掲】という形でもって記載をする場合でも、よりどちらに重点を置いたような事業とするのかという記載の方向など、もう一度、政策経営部の事務局とも調整しながら改善したいと思います。
- 原田会長:** 今の件引き取って宜しいですか。私もそうと思いますが、具体的にはこの「1-2-1.地域を担う人材・団体の育成」でいうと、【再掲】の事業が6つの計画事業の内、5つある。ということはこの施策を実施する為の小目標として掲げられた、この施策独自の計画事業は1つであるということで、施策自体は違うように描かれているが、それを実施して実現していく為の小目標はかなり重複している。となると、こういったものを施策として挙げるということであれば、もう少し事業を展開するべきではないか等の議論が出来るでしょうし、或いは施策を整理していく必要があるのではないかという議論が、事業レベルを見るとわかってくるということが言えるのではないかと思います。大変難しい問題ですが、その点いかがでしょうか。
- 政策経営部長:** 『あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまち』というのは、当初は前期計画の中では大きな区政としての方向性でした。それが区民ひろばという具体的な事業展開がはじまり、それを地域に普及させていくという所で、今途中経過にある訳でございます。そこから地域づくりの方向という所に今回降りてきているという所でございます。まさしく区民ひろばでの今後の展開というものが。この方向性の中で非常に大きなウエイトを占めてくるという所で、こういうことになったと思っております。ですからそれぞれ、「地域住民相互の交流の促進」と「地域を担う人材・団体の育成」ということも、非常にこの辺がダブって地域の中で具体的に行われる、今

後も必要あるという所で非常に重要だと認識しておりますが、非常にわかりにくいということは確かでございますので、今後この辺の所はもうすこし再考していきたいと思えます。

原田会長： この辺りは大変難しい所です。ある小目標が2つの中目標に関係している、目的と手段との関係になっている。全ての小目標がたった1つの中目標につながっている訳ではない。例えていうと、ある施策が似通っているが目指している所が違い、具体的にやっている所は同じだが目指している所が複数ある、ということの1つの例なのかなという気が致します。その他に重点施策ではない事業、というといい加減な事業、やらなくてもいい事業と思われるかもしれませんが、例えばAゾーンであれば大事であり、これ迄一所懸命やってきた事業ということもございますので、この重点施策以外の所も含めてご議論を頂こうと思えます。いかがでございましょうか。例えば黄色の所は復活させるべきではない、とか止めてしまったものや終わってしまったものとはともかく、こうしたものを計画事業としてより中心的事業として位置付けていくべきではないかという議論もあるでしょうし、先程私が申し上げたように重点施策であればもう少し事業を展開していくべきではないのか、或いは計画事業に格上げをして、しっかりウォッチしていくべきではないかということが考えられる訳です。

I 委員： 地域モデル協議会についての考え方自体は悪いことではないと思えますし、中学校区域の色々な方々に協議に出てもらって、色々な地域の問題を話し合ってもらって、解決していくというのですが、現実には町会長さんとか、PTA会長さんとか重なっていて、現場からは大変だという話も聞いたりしますが、今、ようやく北池袋地域だけモデル事業がスタートしたのですが、今度は5年間で5か所というのは、1年間に1つずつ増やしていくというのはかなり大変ではないかと思うのですが、3だったのが5になったのは増えたのかミスだったのかわからないので、そこをお聞かせ頂ければと思います。

区民部長： これはミスということでご理解頂ければと思います。事業経費については5か所分ということで説明させて頂いております。只今のご指摘は地域協議会発足の時点からご指摘頂いている問題点でありまして、やはりどういう方々によって組織を運営していくかは大きな課題であると考えております。モデル事業でもってその辺りの問題点を出来るだけ把握したいと考えてございますが、これについては既に自治の推進に関する基本条例でこうした形態を作っていくという位置づけ、更には今後取り組もうとしているセーフコミュニティでの取り組み、これは実際の活動の場になる地域区民ひろばが小学校区を包摂するような、地域毎に作っていくということであり、セーフコミュニティの取り組みの中でも、役割・位置づけというものも明確化いきたいと考えておりますので、これらの推進と合わせて5年の間に、地区4か所、出来るだけ設置をするように取り組んでいきたいと考えてございます。

原田会長： 他にはいかがでしょうか。

○委員： 中学校区で全部の地域の人が会議をするのは悪いことではないですが、現場はとても大変です。色々なことが重なって、それを押しつけられるのはとても嫌なのですがどうしてもやらなくてははいけませんでしょうか。

原田会長： いかがでしょうか。

区民部長： モデル事業で部会と本会ということで運営させて頂いておりますが、そういった声も頂いております。一方、こういった機会は非常に貴重であるというような声も頂いております。我々もご参画を頂いて実際に効果を実感して頂けるようなテーマの設定や運営方法を考えながら地域協議会の目的に沿うような形で、皆さんのご意見を頂きながら作り上げていきたいと考えております。

原田会長： 嫌だと仰る所はどういう所なのでしょうか。

○委員： 先程ご意見がありましたが、どうしてもピックアップされるのが、会を代表している人ということで、そういう人は勿論この場にも出ていますし、色々な所で行政の会議というものにピックアップされる率が多くなっています。それに皆さん仕事をしているのに、そういう所へ全て出てくださいと言っている訳ではないでしょうけれども、名前を連ねられると全部欠席という訳にはいかないのです、そうしますと時間のないPTAの会長さん達は戦々恐々とそれを自分の所でやるなんて、自分がピックアップされたらどうしようという空気があります。

原田会長： 先程の話にございましたように効果が実感できるよう、還元していく以外ないのかなという気が致します。モデル事業ということもありますのでそうした所への効果や負担というものを考えながら事業量を算定して頂ければと思います。

○委員： 「地域の課題解決力の向上」という施策の方向があつて、後期事業量では町内掲示板等の物理的なことが載っていますが、町内掲示板を改築すれば地域の課題解決力が向上するというのがよくわからない。地域の課題解決力向上というのはもっとソフトなことを意味して、地域の課題が何なのかということの調査に発展し、それをどのように解決出来るかを話し合う等を意味するのかと思つたが、町内掲示板という事業量が載っているので、その関係がわかりません。

区民部長： これは先程【再掲】の話があつたのですが、「1-1-3. 地域協議会モデル事業」がございますが、こうしたものを課題解決力の向上ということで各地域に設置していかうと考えられます。先程、【再掲】の表示の仕方で改めて更に整理をしたいと申し上げたのですが、町内掲示板について申し上げますと、豊島区では現在129の町会があり、加入率が6割弱位でございます。こうした時代に組織力が低下しているということも言えますけれども、かなりの組織力があり、かなりまだ残っております。こうした団体、繋がりをも活性化させたいということで、これをもつての情報の伝達がまだ多いということで、かなり酷い掲示板もあることから、活動の一部にして頂きたいということでやっている事業です。

原田会長： 【再掲】ということで、ここに掲げられていない計画外の事業もあるのですが、それは恐らくメインの事業ではないといった意味ではこの施策とこの事業で過不足ないということもありますが、そもそも「地域課題解決力の向上」というのは非重点施策だとすれば、A・C・Dのどれに該当するのでしょうか。もし事業が足りないといつても区民の方々も、これは他の事業や施策に比べれば、さほど重点を置く必要がないということなのかもしれませんがいかがでしょうか。

企画課長： 実は先程の区民意識調査ですが、これは現行の68の施策についてということで、今回、参加と協働の部分につきましては後期の基本計画の見直しを頂くという中で施策が出てきたということがございますので、ここの重点施策については区民の方のニ

ーズが直接反映されていません。

原田会長： そういった意味ではこれから育てていこう施策ということになるのでしょうか。これ迄挙げられていなかったが今回はじめて挙げたという意味で、ないのが当たり前という言い方は良くないですが、中目標を出した上で、今後小目標を少しずつ積み重ねていくというような性格の施策であり、何れ重点施策に掲げられていくかもしれない卵のような施策であるということです。他にはいかがでしょうか。

A委員： 「1-1-1-2. 町会連合会事業への補助」のところですが、町内会連合会への補助、129の町会・自治会に補助を出すということで、この前期事業量から後期事業量を見ると事業費が半分位に減っています。町内会連合会にお金を出す必要がないとご判断された結果なのかと思いますが、もう1つ「1-1-1-8. 町会活動活性化支援事業」の所では新たに事業費が加えられるわけですが、これと両方合わせて考えていいのか。

区民部長： 区民活動推進課長からお答え致します。

区民活動推進課長： まず町会連合会への補助の事業の中身と致しましては、連合会でホームページを立ち上げる、或いは区内全域の町会には、マンション居住者に対して働きかけを行わなければならないので、加入促進パンフレット等、区内全域に渡るようなものを掲載しています。それとは別に先程説明致しました町内活性化支援事業の中で、ここには町会掲示板の例が挙がっていません。町会が行うコミュニティのイベントや子ども会への助成は、新たな事業に合算しています。したがって連合会への助成と個々の129の団体への助成は別の事業項目で載っているとご理解頂きたいと思います。

A委員： ということは連合会への補助というのはあくまでも連合会へ対してということ、個別の町会活動に対しては「1-1-1-8. 町会活動活性化支援事業」のものだと考えるということでしょうか。

区民活動推進課長： 別の事業で補助しています。

原田会長： トータルとして増えているのですか、減っているのですか。細かい数字でなくても大雑把で結構です。

区民活動推進課長： 基本的には支援をしてみたいと思っているので実態に合わせて増加をしていると理解しています。

原田会長： 計算しなくていいです。要は支援の仕方が違ったということ、事業を組み替えてやったということですね。

段々慣れてきましたでしょうか、もし後で思いつかれたことがありましたら、また後程最後に少しだけ時間を取りたいと思います。次を急ぎまして福祉分野にまいります。宜しくお願い致します。

保健福祉部長： 福祉分野について説明したいと存じます。資料5-3. 福祉分野1をご覧頂きたいと存じます。『地域福祉の推進』でございます。1枚捲って頂きまして基本計画の計画事業対比表があります。1点訂正をお願いしたい箇所がありまして、対比表の裏面の左側の「4. 地域福祉と関係制度との連携」の4番目の低所得者層援護（法外援護）事業が『 ▼ 』になっていますが、『 ▽ 』の間違いです。まだ現行継続してやっているの訂正をお願い致します。それではまず右側の後期案を中心に説明したいと思います。施策の方向の重点施策につきましては2番目の「地域ケアシステムの構

築」ということで、これについては変更ございません。この中のまず1番目、「福祉コミュニティの形成」ですが、基幹事業を中心に説明させて頂きたいと思っております。この中のNo. 3の「地域保健福祉計画の改定」でございますが、昨年3月に保健福祉の総合計画として5年間の計画を策定いたしまして、3年毎に見直しを行うということで、来年度はちょうど改定の年でございます。従って現在改定に向けた準備を進めている所です。またNo. 5の「保健福祉審議会の運営」ですが、昨年区長の附属機関として設置したものでございまして、只今の地域保健福祉計画の改定、進行管理、その他重要事項について審議し、この審議会の下に下部組織として学識経験者を中心として専門委員会を設置して、専門的な見地から調査、検討を行っております。No. 10の「一人暮らし高齢者等実態調査及びアウトリーチ事業」でございますが、今年度の新規事業でございまして、一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯約27,000世帯の実態調査をして生活状況や健康状態を把握し、その情報をベースに生活リスクの高い高齢者に対してアウトリーチ事業ということで、地域包括支援センターの職員が訪問をして必要なサービスに繋げていくという事業です。一人暮らし高齢者の比率が高い本区においては今後とも極めて重要な施策と考えておりまして、更なる体制強化を図っていく必要があると考えています。次に重要施策の、「地域ケアシステム構築」についてです。No. 4の「民生・児童委員事業」については、先程触れました高齢者の実態調査についてお願いする等、見守り関連の役割が今後ますます重くなるということが想定されますので、今回基幹事業として位置付けてございます。次にNo. 8の「地域包括支援センターの運営」ですが、現在8か所全ての地域包括支援センターを社会福祉法人等に委託して事業を展開してございます。保健師・社会福祉士・主任ケアマネージャー等を配置してございまして、アウトリーチ事業を含めて高齢者福祉施策の中核を担う機関でございますので、今後ますます強化を図っていく必要があると考えております。No. 14の「コミュニティソーシャルワーク事業運営費助成」でございますが、昨年度の新規モデル事業と致しまして、中央地域包括支援センター圏域を所管する社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー2名を配置してございまして、その人件費等を助成してございます。コミュニティソーシャルワーカーは子どもから大人迄全ての区民を対象としており、主として福祉制度の谷間のケースや、複合的な困難事例への対応並びに地域の社会資源を活用したネットワークづくりを行うものでございます。今年度はモデル事業という位置づけでございますが、その検証を踏まえまして来年度以降順次、拡大していきたいと考えております。No. 17の「認知症介護者等支援事業」でございますが、高齢化が進む中、認知症高齢者がますます増えることが想定され、介護者の負担軽減が大きな課題になっております。こうした状況を踏まえて、家族介護者や区民向けの認知症に関する公開講座や支援者の養成講座を開催する等の支援事業を展開しておりますが、今後更に支援策の充実を図っていききたいと考えております。次に3番の「福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進」についてです。先程申し上げました通り、高齢化が進むとともに今後認知症高齢者等が成年後見制度を利用するケースが増えることが想定されますので、権利擁護の支援策を一層推進していく必要があると考えております。そうした中、社会福祉協議会の権利擁護を支援する『サポートとしま』の果たす役割がますます重要となつて

まいります。社会福祉協議会が法人として後見人になる法人後見受任件数も増加傾向にございまして、その支援室に対して人件費等の助成を行う事業がNo. 1の「福祉サービス権利擁護支援室運営費助成」です。No. 2の「成年後見事業」は身寄りが無い等の親族による後見人の申し立てを見込めないケースに対して、区長申立により制度の利用を支援するものでございまして、区長申立件数も年々増加傾向にあります。また1枚お捲り頂きまして、No. 20になります「認知症・虐待専門対応事業」につきましては、認知症や虐待に関する相談窓口として地域包括支援センターや電話からの相談に対しまして、心理士や精神科医、臨床心理士などの専門家からの助言を仰ぐという事業でございます。次に資料5-4をご覧ください。福祉分野2の『地域での自立生活支援』でございます。1枚捲って頂きまして計画事業の対比表でございます。右側の後期案をご覧ください。「高齢者・障害者への自立支援の強化」が重点施策でございます。現行と施策名称が変わっていますが実質的な中身は変わっておりません。この中では基幹事業としてNo. 25の「高齢者配食サービス事業」がございまして。調理の困難な高齢者に週3回を目途に昼間に弁当を届けることで食の自立を支援し、併せて安否の確認を行うものでございます。今年度からは利用者の選択肢の拡大を図る観点から、従来の自己負担が600円の弁当に400円の弁当を加えて、利用者が曜日を自由に選択出来るようにした所、新規登録件数が昨年の7倍に大きく伸びています。またNo. 29の「緊急通報システム事業」は病弱な一人暮らし高齢者等に対して、体調の急変等の緊急時に備えまして、消防庁に通報出来る機器を貸与するものでございます。安全・安心な生活を確保する上で有効なツールであることから、今後更に利用の推進を図る必要があると考えています。またNo. 30の「重度身体障害者緊急通報システム事業」につきましては、対象が障害者でございますが同様の趣旨でございます。次にNo. 31の「福祉ホーム「さくらんぼ」の運営」でございます。この施設は区の単独事業でございまして、心身障害者の親亡き後の対策事業として行ってきたものでございまして、心身障害者の在宅生活を支える上で非常に有効に機能しています。現在、指定管理者として社会福祉法人同胞援護会の運営に委ねておりますが、今後とも円滑な事業運営を確保する必要があると考えています。次に「2. 介護予防の推進」でございます。2つの基幹事業がございまして、まずNo. 14の「介護予防生活機能チェック事業」でございますが、運動機能に衰えがあると判定された特定高齢者を把握して、それらの方々を対象として筋力アップを目的とした運動の習慣化を図り、介護予防に資する事業ということで、No. 1の「介護予防運動プログラム事業」を展開してございます。要介護者を増やさないためにも今後の事業の充実と併せまして参加者を増やしていく必要があると考えています。次に「3. 社会参加の促進」についてです。何れも貢献事業としての位置づけでございます。この内、No. 11の「障害者文化活動推進事業」と次のページのNo. 15の「高齢者元気あとおし事業」、それからNo. 19の「おたっしや給食事業」につきましては、前期の策定後に始めた事業でございます。社会参加を促進するために今後も参加者の増を目指したいと考えています。次に「4. 施設サービス等の基盤整備」についてです。まずNo. 4の「地域密着型サービスの基盤整備」については、とりわけ認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設を中心に整備を進めています。小規

模多機能型居宅介護施設につきましては、在宅の施設版のような性格のサービスでございまして、通いを中心に訪問、宿泊を組み合わせ、利用者のニーズに合わせて柔軟なサービス提供が可能であることから、認知症高齢者グループホームとともに今後出来るだけ多く整備していきたいと考えています。No. 5の「高齢者福祉基盤等整備費助成事業」につきましては、社会福祉法人等が区内に特養ホームのような高齢者施設を整備する際に、その費用の一部を助成する事業でございます。現在、千川小跡地を活用した新たな特養ホームの整備計画をすすめている所でございます。No. 6の保健所、健康相談所、保健福祉センターの再構築につきましては、平和小学校跡地の西部複合施設の整備と連動して、これらの施設の再編を図るものでございます。最後に「5. 生活困窮者等への自立支援の強化」については、基幹事業としてNo. 3の「被保護者自立支援事業」がございまして、生活保護受給者の自立を目的として稼働能力を有する受給者への就労支援や精神疾患を患っている受給者及び路上生活をしている受給者が地域の中で安定した生活を営むことが出来るように各種の支援を行うとともに、求職活動や社会参加活動に要する経費の一部を支給する事業でございまして、受給者が急増する中で、今後ますますこれらの支援策を強化していく必要があります。最後に発達障害者支援事業については新規の事業でございますが、昨年検討会を立ち上げまして、発達障害者の支援について検討し、その検討結果を踏まえまして、来年度以降具体策を展開するものでございます。雑駁ですが以上です。

原田会長： ありがとうございます。福祉は盛り沢山でございまして、分野1と2がございまして。何かご質問、ご意見等いかがでしょうか。

M委員： 2点あります。「緊急通報システム事業」ということなのですが、単なる消防署に通報するというだけではなくて、これには協力員が必要になっていると思います。これは申し込んだ人が部屋の鍵を開けてくれる人を選定して、その人が緊急通報を受けると、そこに電話がかかってくることになります。私も民生委員として2人を受け持っておりまして、これは24時間対応で大変なことなのです。考えてもらいたいのは、これから地域の新しい支え合いということになると、やはり近隣がいいのです。向こう両隣ではないですが、その人達に斡旋するような行政の仕組みをしっかりと作って頂ければと思います。これが第1であって第2は民生委員でも構わないと思います。ですから一番最初に立ち会ってくれる人は隣だということが大事なので、そのことの見直しをして頂かないと、というのは、見つけられないと民生委員は必ず来ます。民生委員は恐らく緊急通報やっている方で多いと思います。殆どの民生委員さんが通報の第一になっていると思います。これは仕方がないことなのですが、そのことをもっと考えて頂きたいなと思います。それからもう1点は民生委員の仕事の量ということなのですが、実際に今、重点施策でアウトリーチ事業を民生委員がやっているわけですが、3年毎の一斉調査ということがこれから行われるということで、70歳以上を恐らく80件位をまわるようになるわけですが、3年毎にまわるといっても実際には3年毎ではなくて、1年、1年の状況について民生委員が立ち会いながら見守りしなければいけないという非常に大変な事業だと思います。そういう意味から、かつて平成13年頃に民生委員に対して区が独自に地域の福祉手当を出していたと思いますが、それが財政難でカットされた経緯があります。ですから、これから事業が多くなると

ということになると、その辺の福祉手当の復活等も是非とも考えて頂きたいということをお願いしたいと思います。

保健福祉部長： まず1点目の緊急通報システムでございますが、条件として協力員とセットでという形になっております。協力員がいないと出来ないということになります。一方で疾病要件というものがございまして、残念ながら利用件数が伸び悩んでいるという状況でございます。そうした中で先程ご説明差し上げましたように、今後、安全・安心な生活を24時間365日確保していくということが大きな課題となっておりますので、疾病要件の緩和、協力員がなくても使えるような新たな緊急通報システムを、従来のシステムに加えまして、そういった制度も併せて活用出来るように来年度に向けて検討している所でございます。それから民生委員さんの業務量は、ご指摘の通り今回、実態調査等も入っております。民生委員さん中心にお願いしていた所もございましたので、非常に負担になっているということもございます。これについては実態調査をお願いして、それを元にハイリスクの高齢者には地域包括支援センターの職員がアウトリーチをしていくという形になっておりますが、やはり地域包括支援センターの機能強化というのが最大の課題となっておりますので、そちらの方を充実させて、また民生委員さんとの連携を密に図って、対応していくことを考えておりますので、全体の中で民生委員さんとの業務分担がうまくいくように、今後考えていきたいと思っております。福祉手当の復活はご指摘頂いたので、今後検討させて頂きたいと思っております。

E委員： M委員さんのお話と重複する箇所がございますが、今回のこの福祉の業務は事業量で「推進」という一言で記載されている箇所が多いです。労働力を集約させている活動ですので、何人、いわゆる人費というものなのですが、何人位の労働を投入するという所に人件費が計上されているはずですが、ここに推進と書くよりは、フルタイム換算で何人分の人をここに投入するのかと書いて頂くと、例えば豊島区全域の職員さんや地域支援センターの外部委託している職員を使ってやりますということに対して、どれ位の人件費をかけてこの規模を支えていくのかということが見えてまいりますので、ただ推進とあると我々もイメージがつかないので、人件費がどれくらいで何人投入する、という大まかな掛け算式を書いて頂くと大変わかりやすいので、出来れば今後ご検討いただければお願い致します。

保健福祉部長： 出来るだけ数値化するという方向でいるのですが、来年度以降にはどれだけ事業に取り組んでいけるかというのが、全体の予算の中で新規事業との絡みもございまして、そこまで含めて書きこむのがなかなか難しいことがあるので、その辺をご理解頂きたいと思っております。

I委員： 実は私もそう思っていて、例えば地域包括支援センターの運営で前期と後期とそれぞれ、8か所あって5年間分で色々計算してみたのですが、地域包括支援センターの運営について、1年で1か所500万位の増加分なのです。例えばコミュニティソーシャル事業の運営については、1か所350万位の予算しかなくて、これでは本当に正規が雇えるのだろうかという不安があります。同じようなことですが、例えば何人雇うというような数字をもってらっしゃるのだろうかと思うのですがどうですか。

保健福祉部長： 来年度以降、強化を図りたいと考えておりますが、これは国の制度であり、東京都でも補助制度がありますので、そういった仕組みをフルに活用していきたいと考えて

います。ただ半分は区の持ち出しとか、そういうことになってきますので、これから新年度予算に向けて全体として何を取り挙げていくかということ踏まえないと今の段階では難しいかと思えます。一方で保健福祉部では地域保健福祉計画を5年間の計画期間で、24年度からの新たな計画期間に向けて見直しを行うことになっておりまして、その作業も行っておりますので、そちらの方では出来れば具体的にしていきたいと考えております。基本計画の今の段階でそこ迄書き込むのはなかなか難しい所です。

原田会長： 推進と言われてもこれで事業量かということもあり得ると思えますので、もう1度見直しなさる際には出来る限り必要な記載をお願いしたいと思います。

C委員： 1番上に「福祉コミュニティの形成」という施策の方向がありますが、2番目に重点施策で「地域ケアシステムの構築」となっていますが、これはすごく性質が似ているような感じがするのですが、どこが違うのですか。福祉コミュニティの形成と地域ケアシステムの構築と向いている方向が同じだと思うのです。それがまず1点で、「1-10.アウトリーチ事業」は、むしろ「地域ケアシステムの構築」の方に入った方がいいような気がします。というのは重点施策という割には事業名の方がスカスカで、どうしてこれで重点になっているのかよくわかりません。事業が少ないということもあるので、「1-10.アウトリーチ事業」なんかは「2地域ケアシステムの構築」に持ってきてもいいのではないかとということと、それから「地域ケアシステム」というのは一体何を意味するのかがわかりません。一体誰を対象にしているのか、子供なのか高齢者なのか区民全体なのか、もし区民全体であるとすれば、地域ケアシステムというのは何を意味するのかがわかりません。地域ケアシステムと見た時に、医療と介護と福祉をネットワークするのだろうかと思ったのですが、それとも全く違うようなので、“システム”というからには一つのシステムでないといけない訳で、それは一体何なのですか。

原田会長： 1番の「コミュニティの形成」というのは審議会のお金等々が入っているのですが、どちらかというと基盤形成、コミュニティ活動する為に役所の側で備えておくべき情報収集であるとか組織の為に、そして実際に働きかけるのは2番だという気がするのですがその点どうでしょうか。

保健福祉部長： 確かに非常に似通ったものであり、被さっている部分もあるのですが、「福祉コミュニティの形成」については区民の地域福祉活動への参加意欲が高まっておりまして、NPOやボランティア、地域団体の活動等でございます。そういった中で、地域住民のボランティア、それから社会福祉協議会等の保健福祉の関係団体や医療機関や社会福祉事業者との相互の連携を強めて、福祉サービスを必要とする人の自立生活を支援出来るしくみづくりを進めるというコンセプトとしております。一方で「地域ケアシステムの構築」でございますが、地域住民の生活課題は、福祉、保健、医療等、様々な分野に関わっています。在宅の介護や生活支援を必要とする人に対して、個々の状態に応じたきめ細かなサービスをトータルで提供することが出来るケアシステムということで、そういったコンセプトで打ち出しています。

C委員： それであれば1-10.は2の方に入ってもいいのではないですかともお聞きしたのですが。

保健福祉部長： 一人暮らしの実態調査を把握して、65歳以上の全高齢者になりますが、実態調査

で把握して、それに対してアウトリーチしていく、ハイリスクな高齢者に対して本来必要なサービスにつなげていくという事業ですが、主体としては民生委員さんをはじめ、あるいは地域包括支援センターが中心になって進めていくということで、どちらにするか悩んだのですが、こちらの方にとりあえず入れました。

原田会長： 今回施策が福祉関係には8本あるのですが、重点施策として掲げられているのがたった1つ、ここだけで、しかもこの事業は比較的隙間があいているように見えますが、実際に資料のぶら下げ方等についてはもう一度ご検討ください。例えば先程、再掲するか否かについてもありましたが、その点もご検討頂ければと思います。

F委員： この重点施策の所で数が少ないことは勿論ですが、コミュニティソーシャルワーカーを地域に配置するというのは、関西ではそういう地域が結構ありますが、東京ではやっていないです。そういう意味ではコミュニティソーシャルワーカーを置いて地域の中の困難ケースに対応していくということが豊島区の特徴になっていくことが将来的にあるのであれば、重点施策として位置付けて、また民生・児童委員の方達を支える為にもコミュニティソーシャルワーカーの存在というのは、地域の中で貴重だともうので、そういう意味では重点施策の中において頂きたいと思います。

原田会長： 今の点については分類上Bと出ているので位置づけを入れ替えるのは難しいでしょうが、今後施策を充実していく際には是非B・Aに準じるような積極的な事業展開に努めていくと整理をさせていただきます。

G委員： この重点施策の部分については先の決算委員会で散々議論になって、今地域の福祉のあり方が、どこもどうやって今後年々増えていく一人暮らしの高齢者や様々な福祉施策を必要とされている方々に対して手を差し伸べていけるかどうかというのが本当にどこの自治体も悩んでいて、豊島区も例外ではなく、こうやってひとつひとつの事業が断片的に出ているので非常にわかりにくいです。これをうまく融合させて1つのおおきな施策として豊島区独自の、今仰ったようなコミュニティソーシャルワーカー等を活用しながら、新たな施策を模索している段階で本来ここに書ければいいとは思いますが、なかなか今模索している段階というのがあると思うので、これだけだと本当に今迄の事業が断片的に出ているだけなので、方向性がもう少し見えるような表現の方法や何かを工夫して頂ければ今の時点ではいいかなと思います。

原田会長： 今の点、是非ご考慮ください。例えば事業を位置づけ直すであるとか、施策の方向にもう少し何らかのベクトルが見えるような形をお願いしたいと思います。

I委員： 重点施策をどれにするかということで先程説明があったのですが、区民意識調査を行ったわけですが、これは6月にやっているわけです。そういう意味では地域の見守り度はその後また高くなっていると思います。これを見ても福祉の所では、地域の中で高齢者等を見守り、支えあうような人と人とのつながりがあるという設問について、12ページを見てみると最近の評価としては下がっており、重要度も少しですが高くなっている、これは今議論すれば重要度は高くなってくると思います。必ずしも重点施策にしてもらいたいという訳ではないですが考慮して頂ければと思います。

原田会長： 先程申し上げましたが重点施策に準じるような形で今後の事業計画をご検討ください。では最後、健康の分野です。

健康担当部長： 資料5-5の説明を致します。1枚お捲り頂きまして現行と後期案の対比表でござ

います。現行の事業でございますが、黄色い表示の廃止・変更事業は4事業でございます。「節目健診事業」は法律改正で後期11番の「特定健診等」に引き継がれておりますし、「としま健康づくり大学」は3年間実施致しましたが、現在は後期案16番の「健康チャレンジ! 応援団」へ内容変更しております。後期計画をご覧頂きますと、「1. 健康づくりの推進」、重点施策でございますが、こちらには9事業、「2. がん対策の推進」は区の重要課題として位置付けがあるということで、新たに項目を設定して2事業でございます。それから、「3. 多様化する保健課題への対応」では5事業、「4. 健康危機管理」では8事業、「5. 地域医療の充実」では2事業を計画事業として選定しています。前期計画以降の大きな変更点は4点あると考えています。生活習慣病の予防ということで法律が改正されて、従来の節目健診が廃止になり、40歳以上の加入者を対象に特定健診の実施ということが保険者に課されたということでございます。医療費の抑制を図る為に保険者の事業として、こうした健康事業による健康づくりが仕組み化されて組み込まれたということでございます。それから2点目は健康づくりの推進、これが一番重要と考えておりますが、「健康チャレンジ! 応援団事業」ですとか「健康プランの策定・進行管理」、「食育推進プラン」の事業を新たに計画事業としています。それから3番目はがん対策ということで、新たな施策の方向性を追加致しまして、区を挙げてがん対策に取り組んでいる所でございます。現在条例の策定準備をしております。補正予算を措置致しまして、来月からは公費による子宮頸がんワクチン接種を開始する予定でございます。次に主な事業についてご説明致します。まず成果指標の4番目のがん検診の受診率ですが、これまでのご指摘を踏まえましてカッコ書きで国目標の50パーセントという目標を掲げました。それから健康づくり推進事業の中では、4番目の特定健診・特定保健指導事業で先程申し上げた経緯のように、20年度から加入者に対して事業を行っております。21年度実績では受診率が39.7パーセントで、これを将来的には65パーセント迄にするということで5年間の内に事業費22億7000万円程見込んでおります。それから9番の「緊急肝炎ウイルス検査事業」は、ウイルス感染における肝臓がんの発生予防の為にウイルス検診を推進するというもので、5年間の事業費約1億円を見込んでおります。それから「2. がん対策の推進」の「がん検診事業」では、区が実施している5つのがん検診の受診率を現在の受診率は21年度で8.3パーセントですが、これを職域検診等と併せて50パーセントの受診率迄、向上させようというもので、5年間の事業計画で10億円余でございます。それから、「3. 多様化する保健課題への対応」の1番目の「障害者等歯科診療事業」では、歯科医師会の全面的な協力で障害者や高齢者に歯科診療を行う事業で、豊島区の先駆的な取り組みで高い評価を頂いております。5年間の計画で1億9000万円程度でございます。それから妊産婦健康診査事業では、平成20年度から受診回数を14回に増加を致しまして、妊婦検診の受診費用を助成しております。5年間で8億1000万円を見込んでおります。それからその下、4番の「乳幼児健康診査事業」では、3歳から、3か月、1歳未満の乳幼児を対象に行う事業で2億5000万円程でございます。次のページでは、「4. 健康危機管理」では「感染症及びエイズ対策事業」では5年間で2400万円、2番目の「結核予防事業」では6400万円、5番目の「食品衛生関係事業」で1億円、8番目の「新型インフ

ルエンザ対策事業」では180万円を見込んでおります。最後の「5. 地域医療の充実」の「休日診療・夜間小児初期診療事業」では、都立大塚病院と連携をいたしまして、休日、平日夜間に診療を行っております。3億4000万円程の事業費でございます。また「在宅医療推進関係事業」ですが、区の地域医療・在宅医療をどう管理するかが難しいかと思っておりますが、今後需要がかなり伸びることが見込まれますので、まずは医療関係者、看護関係者、それから介護の関係者、そういった方々の十分な連携を図っていくことが重要だと思っております。説明は以上です。

原田会長： ありがとうございます。それでは議論を頂戴したいと思います。

G委員： 1番の「健康づくりの推進」の中で、現在はこの中にがん検診が入っていて重点施策ですが、今回施策の方向で2番として「がん対策の推進」となって、新たに項目を別にして頂いたのですが、それによって重点施策からがん対策がなくなってしまうと思います。これについて、条例等々お話がありました区として取り組もうとしている姿勢とここでは重点施策から漏れているということについてはどのようにお考えでしょうか。

原田会長： 難しい問題ですがどうでしょうか。

健康担当部長： 新たな項目だしをするということで、結果として重点施策から外れてしまったということにはなりますが、区の取り組みの姿勢としては重点施策として変わらない最重要課題として考えております。

G委員： わかりにくいと思います。今も補正で子宮頸がんワクチン等に対して一所懸命取り組もうとしていて、ましてやこの50パーセントの受診率というのは普通にやっていたら出来ません。これをやろうという目標を掲げるのであれば、これこそ重点施策であると、私は思っていますがいかがでしょうか。

健康担当部長： 重点施策については、政策に1つということであったが、企画課と調整させて頂きたいと思えます。

原田会長： 今日の議論で段々解ってきたのは、区民意識調査の結果としてBランクのものをこうだとしたのですが、果たしてそれでいいのかということ、区民に意向も尊重しないといけませんが、その後の変化や区全体が推しているのに一体何という話は当然あり得るだろうと思えますので、そういった所の修正が可能かどうか再度お願いします。今重点施策にしているものを非重点化するのは問題だと思えますが、追加していくことがどれ位可能なのかももう1回ご検討頂けませんでしょうか。

企画課長： 政策について施策の中から1つ重点ということでありますので、とりあえず重点施策については1つにしたいと思っておりますが、ただこの結果を後程ご覧頂ければと思いますが、A・B・C・Dと明確に分かれてBに入っているのがたった1つという訳ではありません。ご覧頂くと殆どBで団子になっている中で僅かな差から重点に選んでおり、そうではないものが全く要らないとか放っておいていいものであるとか、そういうことでは全然ありません。たまたまこの中からあえて1つ選べば、ということで重点ということですが、只今のご指摘も踏まえまして担当部署と調整させていただきます。

原田会長： 実際に区民意識調査も、どれ位出てきた数字を杓子定規に当てはめるのか、難しい所で、本当に僅かの差で2番手・3番手になった施策が重点でないと言われてしまう

とどうなのか。この調査に基づいて何らかの事柄を行う時には考慮しないといけないことではありますので、区民意識調査は考慮すべきだが、出てきた数字の大小であるとかそういった所だけを取り出すということではなくて、趣旨を踏まえた形で利用していくというのがこうした重点化・非重点化の際の重要なところであるという気が致します。

A委員： 健康・保健分野という訳ではないのですが、表の表現の仕方というか、例えばどれでもいいのですが、健康の2-3の所を見て頂きますと現行と後期案対比をしていくと黄色の所は抜けているという説明は解りますが、新しく茶色の所が9から22迄挙がっていて、未来戦略推進プランに載っているものだということも解ったのですが、その中で、例えば9の後に11となって、じゃあ10は、11の後に13になって12はどうしたのかというようなものが沢山あるのですが、消えた部分は一体何なのか、しっくりきません。何となく隠されているような気がしないでもないのですが、それは後期案の中には入るものではないということでは理解して宜しいでしょうか。

企画課長： 説明が足りず失礼しました。未来戦略プランは前回の基本計画を策定された後に毎年実施計画として策定されていまして、その中で計画事業というものについても見直しをされているということです。そういう意味では例えば9と11の間に10がある段階であったのですが、次の次の未来戦略推進プランの中からは計画事業から落ちているということでございまして、前の計画を作りその後の未来戦略推進プランが複数ある中で見直しされてきた直近の未来戦略推進プランでの計画事業の有り様がこのままということです。1度つけた計画番号は欠番となっておりますので、ご指摘にもありましたが連続にはなっていないということです。

E委員： この健康の領域は今回の総合計画を横割りで貫く精神であるセーフコミュニティの議論とかなり密接に結びついていると推察致します。例えば、がんの話や感染症対策等の領域がセーフコミュニティの視点で見た場合は、ある程度高い優先順位で上がってくるのではないかと考えています。WHOの全部を把握出来ているわけではないのでわかりませんが、重点化をしていくということは、その計画を見た区民が、区がこの方向に人やお金をつぎ込むということが見えてくると思うので、例えば前々回の議論で池袋駅周辺の計画では、ずっと話題になっていたLRTの文言が文面から消えている。それを読んだら、おそらく区民はLRTにはお金をつぎ込むことがないのだろうなというメッセージを解釈している。区民に対するメッセージであったり、民間の投資を呼び込むようなメッセージ性を持っているものではないかと考えたので、セーフコミュニティの議論になると、この点は大事だというような別の視点でもう1回スクリーニングした時に、今回たまたま重点というラベルが貼られていない項目が、重要となってくる可能性が非常に高いのではないかと考えましたので、縦と横で確認する必要があるのではないかと考えた次第です。これはどこの部の方に質問というよりは計画の作り方というものかもしれません。

企画課長： セーフコミュニティは、区についても非常に重要なものということで、むしろ今、現にどのように再来年の取得に向けて取り組んでいくかというものを計画として策定をしているという状態でございまして、幾つか重要な事業を挙げて取り上げていきたいということでございまして、これらの計画事業の審議が終わった後に、今度はセー

フコミュニティというような形でまとめた形を出したいと思っています。只今のご指摘はセーフコミュニティであるから重点施策にということだと思っておりますが、重点施策については先程何度も申し上げて恐縮ですが、この中で区民の皆さんのご意向等の中からBに入っている事業を重点施策としてピックアップさせて頂いたということで、それ以外を区が重点ではないので放っておくということではありませんので、その辺りをまず認識頂ければと思います。セーフコミュニティ等についてはまた改めて、どれをセーフコミュニティにするのかというようなことを出していきたいと考えております。

都市整備部長: LRTについては記載されているはずですので確認してください。

原田会長: それはまた次回に確認いたします。

L委員: 今セーフコミュニティの話が出たのですが、これだけ事業も沢山ありますので、セーフコミュニティに関連する事業、或いは重点施策があると思いますが、記号を打って頂いたらどうでしょうか。その方が我々としても判断基準がつけやすいという気がするのですが。

原田会長: その辺りタイミング的に間に合いますか。

企画課長: 今、セーフコミュニティについては作業をまさに進めている所でございますが、本来ではそのように出来れば良かったのかもしれませんが、別途そうしたものをまとめてお出しさせて頂きたいと考えています。宜しくお願いします。

原田会長: 是非今後お配り頂く書類で、間に合う所から可能であればお入り頂ければと思います。ではちょうど時間となりました。今回はこの議案の第2回目になります。事務局から日程のご説明等をお願いします。

企画課長: 今回は子育て、教育、平和・人権、みどり、環境についてご討議頂きたいと思っております。既に来週金曜日ということでございます。11月5日で想定しています。開催日時・場所等については今週中には発送出来るように準備を進めたいと考えています。これ迄と同様ですが机の上に残しておいて頂ければ資料はこちらで保管を致します。お帰りはエレベーターで地下迄降りて頂くということでございます。

原田会長: ありがとうございます。これにて第5回基本構想審議会を終了致します。お疲れ様でした。

<p>会議の結果</p>	<p>(1) 継続審議 (2) 次回日程は11月5日とし、事務局よりあらためて通知する。</p>
<p>提出された資料等</p>	<p>【配布資料】 5-1 重点施策の見直し 5-2 計画事業と後期計画期間の事業量等 （参加と協働の基盤づくり・地域力の再生） 5-3 計画事業と後期計画期間の事業量等(地域福祉の推進) 5-4 計画事業と後期計画期間の事業量等(地域での自立生活支援) 5-5 計画事業と後期計画期間の事業量等(健康)</p> <p>【参考資料】 5-1 区民意識調査による重点施策の見直し結果</p>